

検査試薬一般競争入札仕様書

- 1 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)に基づいて医薬品販売業の許可を受けていること。
なお、毒物劇物を落札した場合は、毒物劇物一般販売業登録票等、取り扱う医薬品に必要な許可を受けていること。
- 2 令和2年度・3年度に継続して500床以上の病院と契約し、検査試薬の納品実績を有すること。
- 3 応札する外来迅速検体検査加算の対象試薬について、発注する部署が希望するロットの数量を確保でき、かつ発注の際には1週間以内に納品できること。